

文化財保護委員の法的根拠と役割

《文化財保護法》

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

《和光市文化財保護条例》

(諮問及び調査機関)

第5条 市の区域内に存在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し重要事項を審議し、かつ、これらの事項について必要と認めるものを建議するため、和光市文化財保護委員会(以下「文化財保護委員会」という。)を置く。

- 2 文化財保護委員会の会議その他必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

★文化財保護委員会と生涯学習課文化財保護担当の役割

文化財保護委員会の役割

文化財保護条例第 5 条に基づき、和光市の文化財の調査、保存、活用について審議し、建議する。

審議内容として、次のようなことが挙げられる

- ① 教育委員会の実施する文化財保護事業に関すること
- ② 新規に指定される文化財に関すること
- ③ その他、教育委員会が必要と認めること

＜最近の主な諮問＞

- ・越後山遺跡出土種子圧痕土器の文化財指定について（令和 4 年 8 月 31 日）
- ・越後山遺跡出土ヒスイ大珠の文化財指定について（令和 4 年 8 月 31 日）

→令和 6 年 4 月 18 日指定

＜現在検討中の案件＞

- ・白子出土銭

参考：和光市文化財保護条例

第 5 条 市の区域内に存在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し重要事項を審議し、かつ、これらの事項について必要と認めるものを建議するため、和光市文化財保護委員会（以下「文化財保護委員会」という。）を置く。

2 文化財保護委員会の会議その他必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

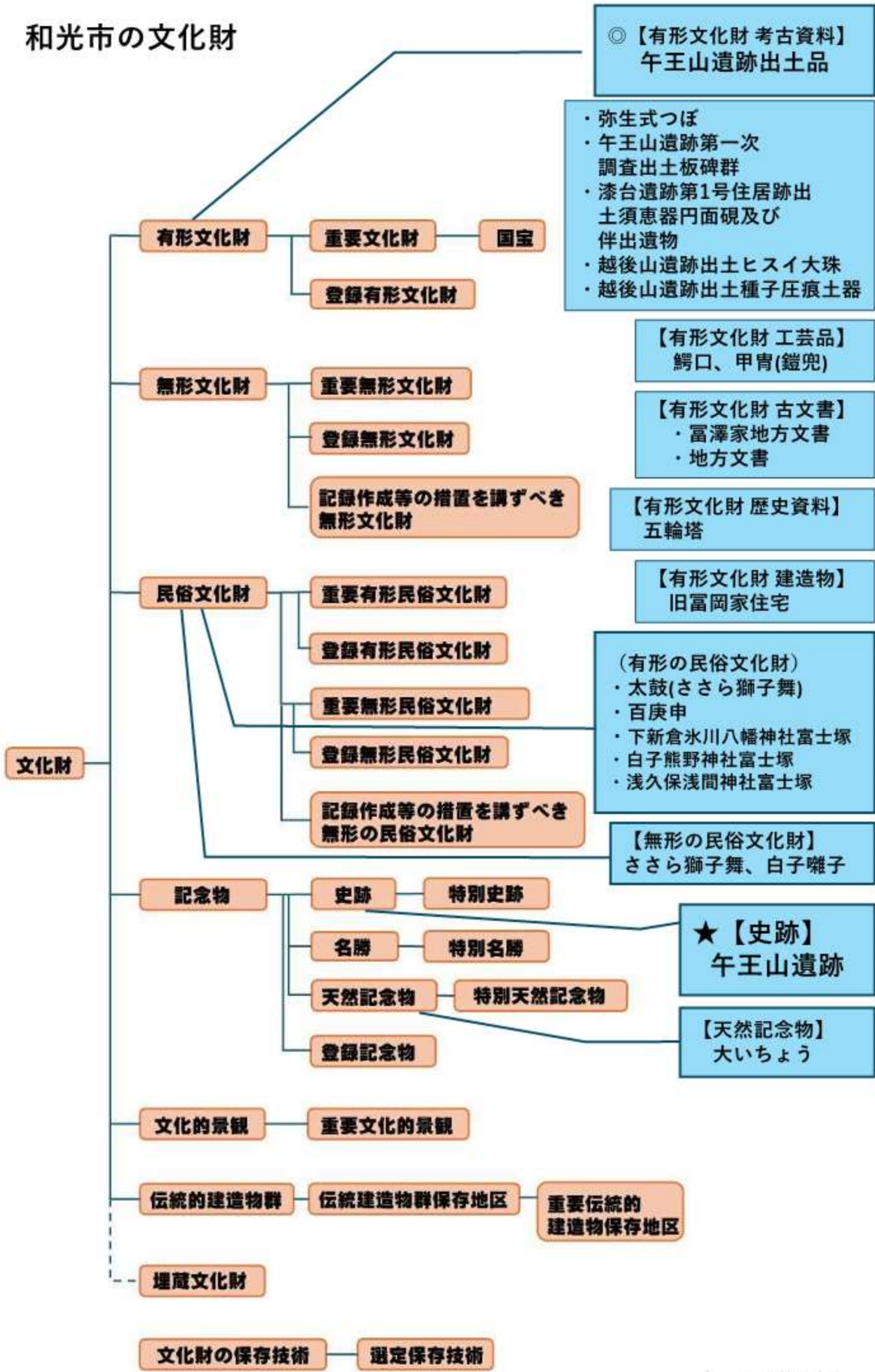
文化財保護担当の役割

＜和光市教育委員会事務局組織規則に基づく職務＞

文化財保護担当

- (1) 文化財の調査及び保護に関すること。
- (2) 市指定文化財に関すること。
- (3) 文化財関係団体に関すること。
- (4) 文化財保護委員会に関すること。
- (5) 資料の収集及び整理に関すること。

和光市の文化財



◎【有形文化財 考古資料】
午王山遺跡出土品

- ・ 弥生式つぼ
- ・ 午王山遺跡第一次調査出土板碑群
- ・ 漆台遺跡第1号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物
- ・ 越後山遺跡出土ヒスイ大珠
- ・ 越後山遺跡出土種子圧痕土器

【有形文化財 工芸品】
鰐口、甲冑(鎧兜)

【有形文化財 古文書】
・ 富澤家地方文書
・ 地方文書

【有形文化財 歴史資料】
五輪塔

【有形文化財 建造物】
旧富岡家住宅

(有形の民俗文化財)
・ 太鼓(ささら獅子舞)
・ 百庚申
・ 下新倉氷川八幡神社富士塚
・ 白子熊野神社富士塚
・ 浅久保浅間神社富士塚

【無形の民俗文化財】
ささら獅子舞、白子囃子

★【史跡】
午王山遺跡

【天然記念物】
大いちょう